

一般社団法人 日本アジア医療・福祉人材交流協会

協会規約

(目的)

第1条

この規定は、一般社団法人日本アジア医療・福祉人材交流協会(以下、協会という。)の運営にあたり、協会の趣旨に賛同する者を募るものであり、また入会に当たりその会費の額、納入時期等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員資格)

第2条

会員資格はつぎのとおりとする。

協会の趣旨に賛同される法人および個人で協会の社員の承認を得、会費等を納入した者。

(会員喪失)

第3条

会員資格喪失はつぎのとおりとする。

- 半年以上会費を滞納したとき。
- 総社員の同意があったとき。

(会費等の額)

第4条

会費の額は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 正会員(協会定款第5条に定める社員)
入会金 400,000円 年会費 100,000円

2. 準会員

入会金 100,000 円 年会費 60,000 円

3. 賛助会員

第 1 号会員

企業・団体 入会金 免除 月会費 2,500 円(年額 30,000 円)

第 2 号会員

個人 入会金 免除 月会費 500 円(年額 6,000 円)

4. 会費等は不課税扱いである。

(会費等の納入期限)

第 5 条

会員は、会費を毎年(1 月 1 日から 12 月 31 日までの)12 か月分を、1 月 31 日までに納入するものとする。

(返還義務)

第 6 条

入会金および会費は、事業年度途中で会員資格を喪失しても、その返還義務を負わない。

附則

この規定は、当会の設立日 2010 年 1 月 26 日に 施行する。

設立当初の会費の納入は、第 5 条の規定にかかわらず 6 月 30 日までとする。

この規定は、2012 年 1 月 1 日に改定する。

この規定の改廃は、理事会にて決定する。